

図書館資料インターネット等予約サービス実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、図書館規則（昭和25年豊中市教育委員会規則第12号。以下「規則」という。）

第5条第2号に規定する事業のうち個人貸出し及び希望図書サービスについて、インターネット上の図書館ホームページ及び図書館内利用者用端末機において提供している図書館蔵書検索システムを利用して、図書館資料の予約サービス（以下「インターネット等予約サービス」という。）を実施するため必要な事項を定める。

（サービスの内容）

第2条 インターネット等予約サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 豊中市立図書館が所蔵する図書館資料の予約
- (2) 利用者本人の図書館資料の予約状況の照会
- (3) 第1号の規定により予約した図書館資料が貸出し可能となった場合における電子メールによる連絡。ただし、電子メールアドレスを登録した利用者に限る
- (4) 利用者本人の図書館資料の貸出状況の照会及び貸出期間の延長
- (5) 利用者本人の貸出期間及び図書館資料新着情報の電子メールによる連絡。ただし、電子メールアドレスを登録した利用者に限る
- (6) 利用者の使用する通信端末機器への、利用者本人の利用者カード番号又は利用者番号の表示

（サービスを利用できる者）

第3条 インターネット等予約サービスを利用できる者は、規則第15条第3項及び第4項の規定による利用者カード又は利用者番号の交付を受けた者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、北摂地区7市3町による公立図書館広域利用サービス（池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町及び能勢町）及び大阪市広域利用サービスに係る利用者においては、前条第4号から第6号までの事項を利用できるものとする。

（サービス利用の申込み）

第4条 インターネット等予約サービスを利用しようとする者は、本人（乳幼児の場合はその保護者）が市立図書館、図書室、いぶき（3階）図書サービスポイント及び動く図書館のステーションの窓口（以下「図書館窓口」という。）において利用者カード又は利用者番号と本人確認書類を提示し、仮パスワード申込書（様式第1号）を提出して仮パスワードの交付を受けなければならない。ただし、小学生については、利用者カード又は利用者番号を提示し、保護者の同意を得た仮パスワード申込書を提出するものとする。また、乳幼児については、保護者が乳幼児の利用者カード又は利用者番号と本人確認書類を提示して、仮パスワード申込書を提出するものとする。

- 2 サービス利用の申込みが図書館蔵書検索システムを使用する方法により行われたときは、前項の規定による仮パスワードの交付に代えて、図書館蔵書検索システムによりインターネット等予約サービス利用を可能とするための措置を講じるものとする。

- 3 前2項に定める申込みが困難な場合のサービス利用の申込みについては、読書振興課長が別に定める。

（サービス利用の中止）

第5条 インターネット等予約サービスの利用者が利用を中止する場合は、以下のいずれかの方法により中止の申込みをしなくてはならない。

- (1) 図書館窓口で利用者カード又は利用者番号と本人確認書類を提示し、パスワード使用中止届（様式第2号）を提出する方法
- (2) 利用者が小学生である場合にあっては、利用者カード又は利用者番号を提示し、保護者の同意を得たパスワード使用中止届を提出する方法
- (3) 利用者が乳幼児である場合にあっては、保護者が乳幼児の利用者カード又は利用者番号と本人確認書類を提示して、パスワード使用中止届を提出する方法
- (4) 図書館蔵書検索システムを使用する方法
- (5) 読書振興課長が別に定める方法

2 読書振興課長は、前項の申込みを受けたときは、当該利用者のインターネット等予約サービスの利用を停止しなくてはならない。

（パスワードの管理）

第6条 インターネット等予約サービスを利用する者は、パスワードを第三者に知られることがないよう自己の責任において厳重に管理しなければならない。

（サービス利用の停止）

第7条 読書振興課長は、虚偽又は不正な行為により利用の申込みを受けたことが判明したときは、当該利用者のインターネット等予約サービスの利用を停止することができる。

（サービス利用の対価）

第8条 インターネット等予約サービスの利用は無料とする。ただし、第2条に定める事項のうち、図書館内利用者用端末機以外の端末機の利用に係る通信費等は利用者の負担とする。

（損害賠償）

第9条 豊中市立図書館は、インターネット等予約サービスの利用者がこのサービスを利用することにより生じた一切の損害に対していかなる責めも負わないものとする。

2 インターネット等予約サービスの利用者が、このサービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当該利用者においてその賠償の責めを負わなければならない。

3 豊中市立図書館は、インターネット等予約サービスにおける図書館資料の情報提供の遅延または中断、システムの停止その他の事由により利用者に損害が生じても一切の責任を負わない。

（システムの停止）

第10条 読書振興課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、インターネット等予約サービスの運用を停止するものとする。

- (1) 電気通信事業者による設備の保守その他システム上の障害復旧等のため運用を停止するとき。
- (2) 天変地異等不可抗力の要因により運用することができないとき。
- (3) その他読書振興課長が運用を停止する必要があると認めるとき。

（その他）

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、インターネット等予約サービスの施行について必要な事項は、
読書振興課長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 1 5 年 9 月 2 日から実施する。

この要綱は、平成 2 4 年 6 月 1 日から実施する。

この要綱は、令和 7 年 3 月 1 日から実施する。

仮パスワード申込書

「申込み・ご利用にあたっての同意事項」に同意し、
仮パスワードの交付を申し込みます。

利用券番号

名 前

電 話 番 号

【ご本人確認ができる証明書等をご提示ください】

(小学生は保護者の同意をもってかえさせていただきます。)

☐免許証・保険証 ☐学生証・生徒手帳

☐マイナンバーカード ☐母子手帳 ☐その他

【保護者欄】小学生以下の保護者の方はご記入ください。

☐上記小学生である本人が当サービスを受けることに、私保護者が
同意します。同意内容は上記のとおりです。

☐上記乳幼児用として利用する目的で、私保護者が申し込みます。
小学校入学時以降は、本人による利用を勧めます。

保護者氏名 (続き柄:)

住所

電話

申込み・ご利用にあたっての同意事項

1. パスワードは申込者の責任において管理します。
2. このサービスを受ける際に要する通信費等は申込者（または保護者）
が負担します。
3. このサービスの利用により第三者に損害を与えた場合、その賠償の
責めを負います。
4. 豊中市立図書館は、このサービスの利用により生じた損害に対して、
いかなる責任も負いません。
5. 豊中市立図書館は、このサービスにおいて、図書館資料に関する情
報提供の遅延・中断、または、システムの停止などの事由により申込
者に損害が生じても、一切の責任を負いません。
6. 次の号のいずれかに該当するときは、このサービスの運用を停止し
ます。
 - ①電気通信事業者による設備の保守その他システム上の障害復旧
等のため運用を停止するとき
 - ②天変地異等不可抗力の要因により運用することができないとき
 - ③その他、読書振興課長が運用を停止する必要があると認めると
き
7. 利用を中止する場合は、図書館窓口で利用者カード又は利用者番号
と本人確認書類を提示し「パスワード使用中止届」を提出するか、
又はパスワードを削除します。

豊中市立図書館

パスワード^{しょうちゅうしとどけ}使用中止届

年

月

日

パスワードの使用を中止します。

利用者 カード番号									—		
フリガナ											確 認
なまえ 名 前											画面確認
じゅうしょ 住 所	〒 ー										
でんわばんごう 電 話 番 号	(自宅・携帯)										備考

【ご本人確認ができる証明書等をご提示ください】

(小学生は保護者の同意をもってかえさせていただきます。保護者欄にご記入ください。)

- ☐免許証・保険証 ☐学生証・生徒手帳 ☐マイナンバーカード
☐母子手帳 ☐その他

【保護者欄】小学生以下の保護者の方はご記入ください。

☐上記小学生である本人がインターネット予約サービスの利用を中止することに、私保護者が同意します。

☐上記乳幼児用として、私保護者が利用していたインターネット予約サービスを中止します。

保護者氏名

(続き柄:)